

武田 直大

法学研究科・准教授

【研究】

かねてから取り組んでいる不当条項規制の効果論について、新たに、「ドイツ不当条項規制効果論における補充的契約解釈に関する裁判例の展開(1)～(3・完)」阪大法学67巻1号65頁～113頁(2017年)、2号45頁～95頁(2017年)、5号77頁～111頁(2018年)を公表した。この論文においては、ドイツ法の展開をもとに、不当な契約条項が無効とされた場合に、当該部分を補充するために行われる補充的契約解釈が、どのような考慮要素に基づいているのかを明らかにし、特に、条項の内容や種類が考慮されることを指摘した。その後さらに、新論文として「無効な約款条項の変更」を阪大法学68巻1号より3回に分けて連載すべく、執筆を続けている。

また、暴利行為に関する研究として、「暴利行為 大審院昭和9年5月1日第二民事部判決」民法判例百選Ⅰ[第8版](有斐閣、2018年)32頁～33頁が刊行された。

【教育】

春・夏学期においては、学部「演習」、法学研究科「民法の基礎」、全学共通教育科目「法の世界」を担当した。「演習」においては、大学院の留学生も参加して、民法総則・物権総論・債権各論の範囲の判例研究を行った。「民法の基礎」においては、民法を専攻していない学生または留学生を対象に、日本民法に関する入門的な文献を、債権法改正の概説とともに輪読した。「法の世界」においては、非法学部の学生を対象に、学部1年生向けの民法入門書をもとに、民法の基本的な内容を講義した。

秋・冬学期においては、引き続き「演習」を担当するとともに、学部において「民法2」の講義を担当した。「演習」では、債権総論・担保物権・家族法の分野の判例研究を行った。「民法2」においては、450頁相当の講義資料を作成し、それに基づいて債権各論全般を講義した。

【管理運営】

学部の教務・AD委員、法学会運営委員、安全衛生管理室員を務めた。

【社会貢献】

2017年9月から日本私法学会運営懇談会委員を務めており、同年10月に関西学院大学で開催された私法学会大会に際して、運営懇談会に参加した。